

第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会

第2回総会

日時:令和5年10月12日(木)14時00分

場所:階上町道仏交流センター



青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会

第2回総会資料 目次

<報告事項>

- (1)第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会委員等の変更並びに委嘱について 1
- (2)第80回国民スポーツ大会開催経過について 3
- (3)第80回国民スポーツ大会の開催地の決定について 5

<審議事項>

【議案第1号】

- (1)青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会(仮称)の設置(案) 6

青の煌めきあおもり国スポ階上町準備委員会 第2回総会

日時:令和5年10月12日(木)14:00～

場所:階上町道仏交流センター

<次 第>

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会委員等の変更並びに委嘱について
- (2) 第80回国民スポーツ大会開催経過について
- (3) 第80回国民スポーツ大会の開催地の決定について

4 議 事

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会(仮称)の設置(案)

5 閉 会

報告事項(1)

第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会委員等の変更並びに委嘱について

第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会会則第8条第3項の規定により、令和5年2月16日から令和5年10月12日までの間における委員等の変更並びに委嘱について、次のとおり報告する。

令和5年10月1日現在
(順不同・敬称略)

○変更及び新規就任分

役職名	所属機関・団体名	新任者	前任者
副会長	階上町議会議長	長根 岩夫	百目木 和俊
常任委員	階上町校長会長	小野 隆雄	小坂 尚
	階上町区長会長	上平 稔	堰合 勝美
委員	八戸農業協同組合階上支店長	舘 正幸	続石 浩史
	八戸警察署長	古川 昭治	山田 正昭
	階上町消防団長	水合 寿一	内城 孝男
	階上町連合 PTA 会長	守 良介	大前 広道
	階上町文化協会会長	阿部 ちや子	小沢 勝司
	階上町介護福祉課長	古川 明美	中屋敷 司
監事	階上町会計管理者	濱浦 孝子	日影 百合子
顧問	階上町議会副議長	森 榮吉	松尾 國治
	階上町議会議員	百目木 和俊	—
	階上町議会議員	熊谷 道雄	—
	階上町議会議員	中島 孝一	—
	階上町議会議員	渡部 高明	—
	階上町議会議員	土橋 美加佐	—
	階上町議会議員	—	郷州 公典
	階上町議会議員	—	濱谷 貴樹
	階上町議会議員	—	森 榮吉
	階上町議会議員	—	長根 岩夫
	階上町議会議員	—	畑山 真也
参与	株式会社デーリー東北新聞社 代表取締役社長	広瀬 知明	荒瀬 潔

第80回国民スポーツ大会開催経過について

年 月		内 容
平成 25 年	6 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年(2025 年)に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年 平成 27 年	6月～ 7 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体の在り方」等について検討(全 6 回開催)
	9 月	青森県議会第 283 回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が令和 7 年(2025 年)に開催される第 80 回国民体育大会本大会の本件招致について表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11 月	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	正式競技会場地市町村第一次選定(内定) 自転車(ロード・レース)
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	12 月	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 フロアボール
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察(自転車/ロード・レース)
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第 80 回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
	11 月	令和元年 11 月青森県議会第 300 回定例会の一般質問において、知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
令和 2 年	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出

年 月		内容
令和 2 年	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定。これにより第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として内定
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会階上町準備委員会設立総会・第 1 回総会
	7 月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和 8 年の第 80 回国民スポーツ大会本大会の開催地として決定
	8 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に改組
	10 月	第 80 回国民スポーツ大会階上町準備委員会第 2 回総会及び青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会第 1 回総会開催

第80回国民スポーツ大会の開催地の決定について

1 第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ)について

令和5年7月20日開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催及び会期が正式に決定されたので報告する。

- (1)2026年(令和8年)の第80回国民スポーツ大会の本大会は、「青森県」で開催する。
- (2)本大会の会期は、2026年(令和8年)10月10日(土)～10月20日(火)までの11日間とする。

※競技会会期については、令和5年12月開催予定の公益財団法人日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において決定される予定。

2 階上町開催予定競技

【正式競技】

- (1) 競技・種目名 自転車(ロードレース)
- (2) 種別 全種別
- (3) 開催予定施設 階上町ロードレース特設会場

注)開催予定の競技及び会場は、正式決定前であるため、変更が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会(仮称)の設置(案)

1 趣旨

令和5年7月20日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県での国民スポーツ大会の開催が正式に決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会」(以下「準備委員会」という。)を改組し、「青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

2 実行委員会設置の概要

(1)名称

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会

(2)組織

準備委員会の総会は、実行委員会に引き継ぐ

(3)役員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てる。

3 会則の一部改正

「第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会会則」を「青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会会則」に改めるとともに、必要な改正を行う。

【主な改正内容】

- ・「第80回国民スポーツ大会」 → 「青の煌めきあおもり国スポ」
- ・「準備委員会」 → 「実行委員会」
- ・その他 語句の修正 等

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会において、階上町で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 階上町を代表する者
- (2) 階上町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 20名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、階上町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、**実行委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから**実行委員会**の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 **実行委員会**に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 **実行委員会**に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。**この場合において、当該委員は出席したものと**

みなす。

- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事

の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、令和5年2月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年 月 日から施行する。